関西生コン弾圧事件ニュース NO.53　2021年4月12日
＜本号２ページ＞

●本号の内容
１　４月17～18日、第2回検証シンポジウム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p1
２　兵庫の会、県内各地で地域集会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p1
３　滋賀県警彦根署の新署長、セクハラ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p2

【緊急のお知らせ】

第2回検証シンポジウム

4/18大阪はオンライン開催に変更します

本日午前、「関西生コンを支援する会」は事務局会議を開き、大阪、兵庫を中心に急増するコロナ感染状況に鑑みて、４月 17~18 日の第２回検証シンポジウム「関西生コン事件のこれからを考える」は、東京は予定通り４月 17 日 13:30 から連合会館２階大会議室で開催するが、４月 18 日大阪については、ＰＬＰ会館での開催を取りやめ、代わりに「オンライン配信」方式で実施することを決めました。

「関西生コンを支援する会」sien.kansai@gmail.com 宛てにメールでお申し込みいただいた方には、「オンライン配信」のアドレスを事前にご連絡しますので、そのアドレスからご視聴くださるようお願いします。

いまのところプログラムに変更はありませんが、状況によっては一部変更もありうることをご了承ください。

なお、４月 18 日はＰＬＰ会館にお越しいただいても会場は使用していません。お間違えないようお願いします

＊＊＊

「兵庫の会」が地域集会

4/7～9 阪神、はりま、神戸で

「労働組合つぶしを許さない兵庫の会」が４月７～９日の３日間、地域集会を連続して開催した。

兵庫の会よびかけ人のひとり、赤松範夫弁護士(写真)は、８日はりま地域集会の主催者あいさつで「労働運動の停滞のなか、関生支部に期待してきた。権力はこの運動が芽のうちにつぶそうと弾圧を仕掛けてきたのだと思う。だが、厳しい弾圧にもかかわらずたたかっている姿は心強い。労働運動がなくなると資本の言うがままにされてしまう。地域の運動が手を携えてこの弾圧に立ち向かうその第一歩がこの地域集会だ。原点に返って労働運動をつくり直すきっかけにしてほしい」と述べた。

なお、７日(水)阪神地域（リベル）が 71 人、８日(木)はりま地域・・・　＜2面に続く＞

発行：全日建（全日本建設運輸連帯労働組合）　お問い合わせ０３－５８２０－０８６８

加古川市立勤労会館）51 人、９日(金)神戸地域（神戸市勤労会館）66 人。大阪を中心にコロナ第４波の感染が広がるなかだったが、どの会場も感染対策を講じたうえで、主催者の予想を上回る参加者。「関西生コン事件」に対する関心が確実に広がっていることを感じさせてくれた。

兵庫の会は昨年 10 月 30 日結成。赤松範夫（弁護士）、岩佐卓也（神戸大学大学院人間発達環境学研究科）、上原康夫（弁護士、ひょうご労働法律センター代表）、碓氷良介（全港湾神戸支部委員長）、岡﨑進（ひょうごユニオン委員長）の各氏がよびかけ人。

＊＊＊

関西生コン事件の仕掛け人の１人？

滋賀県警の彦根新署長、セクハラ

３月 23 日付で滋賀県警彦根署の新署長となった羽田賢一警視が、警察庁出向中の 2014 年４月～ 15 年１月、同僚の女性にセクハラや女性蔑視発言をくり返したことから、女性が体調を崩し、警察庁が 17 年３月、公務災害と認定していたことがあきらかになった。

女性は羽田新署長を相手取って損害賠償請求訴訟を東京地裁に提訴。羽田警視が新署長に就任する前日の 22 日、東京地裁で証人尋問がおこなわれた。「私の人生は６年間止まったままで大きく変わった。謝罪も反省もなく絶対に許せない」と女性は述べたという。

（３月 23 日付京都新聞）

出向先元同僚女性抑うつ状態

彦根新署長セクハラ

警察庁 公務災害に認定

滋賀県警の羽田賢一警視（23日付で彦根署長）が警察庁に出向中、同僚だった女性が羽田氏からセクハラや女性蔑視の発言を繰り返し受け抑うつ状態になったとして、同庁が国家公務員災害補償法に基づく公務災害に認定していたことが22日までに分かった。女性は羽田氏を相手取り損害賠償を求めて東京地裁に提訴し同日、本人尋問が行われた。羽田氏は女性側の主張を否定した。

損賠訴訟 本人は否定

訴状によると、羽田氏は県警から警察庁に出向していた2014年4月～15年1月、同じ部署になった女性に対し、カラオケ店で下着を脱いだ尻を突き出して踊ったり、職場で卑猥な言動を繰り返したりしたほか、「女らしゅうしどったらええんや」などと何度も発言。女性は精神的な苦痛で15年3月に体調を崩し、通院や時短勤務を余儀なくされた、としている。

羽田氏は本人尋問でセクハラや女性蔑視発言の事実関係を問われ「ありません」と答えた。証人尋問で出廷した2人の元同僚の警察官3人も事実に反すると証言した。

一方、女性は「私の人生は6年間止まったままで大きく変わった。謝罪も反省もなく絶対に許せない」と述べた。

羽田氏の言動については、警察庁が17年3月、セクハラによって女性が抑うつ状態になったとして、労働者の労災に相当する公務災害と認定している。

滋賀県警監察官室は「個人訴訟で係争中と聞いており コメントは差し控える。羽田が帰任後、全職員に対してハラスメントについての研修を徹底している」としている。

人事院は公務災害認定について、当該省庁だけでなく人事院も審査に関わり、公正を期している、としている。

責任不問、疑問の声

インサイド

滋賀県警や警察庁はこの問題について羽田氏の責任を事実上、不問に付している。警察組織やハラスメントに詳しい識者からは疑問の声が上がっている。

元北海道警幹部の原田宏二さんは「滋賀県警が個人の問題と捉えているなら、間違いだ。全国の警察には『警察官のありかた』を示す内部規定があり、私生活も律している。例えば、警察官が多額の借金を背負い訴訟を起こされたら警察当局は放置しない。警察官は法の執行者。法に触れたとして第三者に訴訟を起こされるようなことがあってはならない」と指摘。「処分や注意もせず多くの部下を持つポストに登用するのは理解に苦しむ」と話す。

セクハラ問題に詳しい京都弁護士会の高木野衣弁護士は「公務でも民間でもセクハラの認定は簡単ではない。それにもかかわらず公務災害認定されたということは、セクハラが執拗に繰り返されたなどの事実が認定されたからだろう。言動は客観的に審査される。（認定時点で）警察は何らかの処分や注意や指導、再発防止策の提示などをすべきだった」と疑問を投げ掛けた。（日比野敏陽、堀内陽平）

地方紙も各紙が大きくこの裁判を報じている。

羽田警視は滋賀県警で組織犯罪畑を歴任。問題の警察庁出向を終えて県警に帰任後は、組織犯罪対策課暴力団犯罪捜査指導官を経て、18 年４月組織犯罪対策課長に。「就任後、早々に『関西生コン事件』の陣頭指揮を執った。･･･滋賀県警が先陣を切ったことから大阪府警や和歌山県警も後に続いた」と日刊ゲンダイは書いている。